

子供たちを虐待から守ろう

平成30年中の兵庫県警における児童虐待事案の対応は、
認知対応件数、検挙件数ともに増加しています。



児童虐待とは

保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対して行う次のような行為をいいます。

【身体的虐待】

殴る、蹴る、叩く、火傷をおわせる、
溺れさせるなど

【性的虐待】

子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど

【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく
不潔にするなど

【心理的虐待】

言葉による脅し、無視、きょうだい間での
差別的扱い、家族に対する暴力（DV）を見せるなど

平成30年中、兵庫県警における児童虐待の認知対応件数は**3,482件**、児童数は**5,641人**で、警察認知のきっかけとなった通報等は一般の方からのものが**920件**と、**全体の4分の1以上**を占め、重要な情報源となっています。

警察が対応した中で、実際に**2,690件**、**4,445人**に児童虐待が認められ、被害児童のうち、心理的虐待が全体の**約6割**を占め、平成29年の**1.5倍**、**1,000人以上**も増加しています。

一方、検挙は**167件**、**171人**で、うち、暴行傷害が**138件**、**140人**と**8割以上**を占めています。

平成30年兵庫県内児童虐待の内訳
(4,445人)



虐待かも？と思ったら...

児童虐待の件数はあくまでも表面的なもので、
氷山の一角でしかなく、まだ、発見・通告に至らない児童が
いるのが現状です。

子供たちを虐待から守るためには、子供たちからのSOSを
見逃すことなく、時期を失せず、早期発見・早期通報に
ご協力をお願いします。

189

イチハヤク



児童相談所全国共通ダイヤル☎